

1. 会員組織規程

2018年6月3日
規 第 1 号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という）の支部及び会員については、この規程の定めるところによる。

(会員の定義)

第2条 協会の会員は、定款第6条に掲げる正会員、賛助会員、名誉会員に区分する。

第2章 入会及び退会等

(入会の資格)

第3条 正会員となる資格は、次の通りとする。

(1) バトントワーリングの活動を行なっている団体または個人であること。

(2) 年間を通じ定期的に練習・指導・演技・競技活動を行なっている団体または個人であること。

(団体会員)

第4条 団体会員を、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、大学（大学院を含む）、一般（職場を含む）と区分し、その内容は次の通りとする。

(1) 学校教育法に基づく小学校・中学校・高等学校・大学またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの学校区分に所属するものとする。

(2) 大学（大学院を含む）区分の団体は単一の団体名で加盟し、地区ごとに登録することはできない。但し、都道府県を異にする地域に設置された団体の場合は、その地域名を冠して、主たる活動を行っているそれぞれの都道府県組織に登録することができる。

(3) 各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は原則として一般の部に所属するものとする。

(個人会員)

第5条 個人会員を、認定会員と一般会員に区分し、その内容は次の通りとする。

(1) 認定会員 別に定める資格認定規程により、指導員又は審査員に認められた者。

(2) 一般会員 指導者又は指導者になろうとする者、審査員又は審査員になろうとする者等。

(入会手続き)

第6条 加盟手続きは次の通りとする。

(1) 正 会 員 所定様式による入会申込書を理事長に提出する

(2) 賛助会員 所定様式による入会申込書を理事長に提出する

(3) 名誉会員 特に必要としない

(通 知)

第7条 協会は、入会届を提出した者の入会審査が確定したときは、正会員及び賛助会員にあっては直接その旨を通知する。

(会員名簿)

第8条 協会の事務所に会員名簿を備える。

(変更届)

第9条 会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、所定の様式による変更届を、理事長に提出するものとする。

(退会届)

第10条 協会を退会しようとするときは、所定様式による退会届を、団体会員、個人会員並びに賛助会員にあつては理事長に提出するものとする。

2 退会后、改めて入会しようとする者は、新規入会の手続きを行うものとする。

第3章 入会金及び会費

(入会金)

第11条 協会に正会員として入会しようとする団体または個人は、入会承認通知に記載された期日内に、別表に定める入会金を納付しなければ会員としての資格を取得することができない。

(会費)

第12条 正会員の団体会員、個人会員と賛助会員の会費は、別表に定める会費を毎年度6月末までにこの協会に直接納入するものとする。

2 納入された会費は、途中退会の場合でも返還しない。

3 会員が前項の会費を12月末日までに納入されない場合には、この協会を退会したものとみなす。

(正会員の義務)

第13条 正会員は、この協会並びに支部及び都道府県組織の会員として自覚し、行動しなければならない。

2 正会員は、前項に掲げる各組織における会議や行事に参加・協力しなければならない。

3 正会員は、第1項に掲げる組織の一部にのみ入会することはできない。

第4章 総会

(総会)

第14条 協会の最高議決機関である総会に正会員を代表して出席する代議員は、支部及び都道府県において選任された者とする。

2 選任された代議員をもって議決権を行使する。

3 賛助会員並びに名誉会員については、議決権を有しない。

(規程の準用)

第15条 この規程に定める支部に関する事項は、都道府県組織についてもこれを準用するものとする。

第5章 除名と会員資格停止

(除名)

第16条 除名については、定款第11条の定めによる。

2 会員を除名する事由が発生した場合、理事長は理事会を招集し、理事会の審議により、総会にて決議する。

3 総会の決議をもって除名された当該会員に対しては、文書をもって通知する。総会をもって、その決定については、全会員に通知しなければならない。

(会員資格の停止)

第17条 会員が定款第11条に定める違反行為をし、勧告、指示もしくは警告を受

けた者、または遵守すべき事項を遵守せず、行為を繰り返す等、その程度が重いと認めるときは、理事会の決議を経て当該会員資格を停止することができる。資格停止期間は1年を超えない範囲で理事会が定めるものとする。

2 資格停止になった会員は、資格停止期間にあっても第12条の支払い義務を免れないとする。

(規程の変更)

第18条 この規程の変更は、理事会及び総会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2015年6月7日から変更し同日より施行する。

この規程は、2018年6月3日から変更し同日より施行する。

別表 1

入会金及び年度会費

会員種別	入会金	年度会費
1、代議員	—	10,000 円
2、正会員		
(1) 団体会員	5,000 円	14,000 円
(2) 個人会員		
① 認定会員	5,000 円	13,000 円
② 一般会員	5,000 円	8,000 円
3、賛助会員		
(1) 一般賛助会員		
① 個人会員	—	30,000 円以上
② 団体会員	—	50,000 円以上
(2) 特別賛助会員		
① 個人会員	—	100,000 円以上
② 団体会員	—	1,000,000 円以上

注 1：正会員の団体会員、個人会員の年度会費は上記とし、協会に納入する。

注 2：支部・都道府県が定めた会費を便宜上、協会に一括納入し、後日支部・都道府県へ会費として送金する。